

2 福祉サービス（高齢者・障がい者・その他）

那須町では、介護保険サービス以外に下記のような福祉サービスを実施し、高齢者等の自立を支援しています。

●ショートステイ生活援助事業

対象となる方	介護保険要介護・要支援の認定を受けていない 65 歳以上の方で、生活支援が必要と認められる方。 (災害等により在宅生活が困難な場合など)
事業の内容	高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、高齢者を施設等に短期入所させて生活を支援します。
利用料金	・特別養護老人ホーム：概ね介護報酬（要支援）程度の 10% ・養護老人ホーム：430 円/日 ※食費等は実費負担となります。
利用回数	入所は 6 か月間で 7 日を限度とします。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●福祉タクシー料金助成事業

対象となる方	・75 歳以上の一人暮らし又は 75 歳以上の方のみの世帯 ・身体障害者手帳をお持ちの方で 1 級及び 2 級の方 ・療育手帳をお持ちの方で A1、A2 の方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で 1 級の方
事業の内容	タクシー料金の助成により、高齢者等の外出を支援します。 ※高齢者の方は、民生委員・児童委員の証明が必要です。
利用料・利用回数等	利用券 1 枚 700 円 1 か月 4 枚交付（年間最大 48 枚） 乗車 1 回につき 8 枚まで利用可。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●弁当宅配事業（介護保険地域支援事業）

対象となる方	65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、次のすべてに該当する方。 ① 本町に住民登録があり、かつ、現に居住している方 ② 栄養改善が必要な方で、心身の障害等により調理をすることが困難な方 ③ 訪問介護等の介護サービスを利用している又は利用しようとしている場合は、その介護サービスの他にこの事業の利用が必要と認められる方 ④ 弁当の宅配時に在宅し、弁当を受け取ることができる方 ⑤ 通院等により弁当の宅配を一時的に中止することを、利用日前日までに町又は宅配事業者に連絡できる方 ⑥ 利用料を滞りなく支払うことができる方
事業の内容	週 2 回お弁当（昼食）をお届けするとともに、安否確認を行います。
利用料・利用回数等	利用料：1 食 400 円 利用回数：週 2 回（火・金曜日）
申請・問合せ先	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881） 保健福祉課地域支援係（74-3366）

●緊急通報装置貸与事業

対象となる方	65 歳以上の一人暮らしの方で、心身に不安のある方。
事業の内容	緊急通報装置を貸与します。緊急時等に発信機を押すと「コールセンター」につながります。健康上の相談などにも対応します。
利用料・利用回数等	利用料：無料。 協力員：身近に連絡可能な方 2 名が必要です。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●救急医療情報キット支給事業

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の一人暮らしの方 ・ 65 歳以上の方のみで構成する世帯の方 ・ 身体障がい等の手帳所持者のみで構成する世帯の方
事業の内容	かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を補完する救急医療情報キットを支給します。
利用料・利用回数等	利用料：無料
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917） 那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

●高齢者等見守りネットワーク事業

対象となる方	高齢者や障がい者等
事業の内容	高齢者等が安心して暮らせるよう、警察署や消防署、新聞店、郵便局、介護施設等と連携し、地域における高齢者等の見守り体制を整備しています。
問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●おかえりサポート事業

対象となる方	町内に住所を有し、認知症（疑いを含む）又は心身の障がいにより行方不明になる恐れのある方
事業の内容	行方不明等帰宅困難になる恐れがある方の情報を家族等が町に事前登録した上で、その方が行方不明となった場合、地域の皆さんの協力を得て、早期に発見する取り組みです。 登録情報は、那須塩原警察署及び町包括支援センターへ提供します。行方不明になった場合は、必ず家族等が那須塩原警察署へ行方不明届を提出してください。
問合せ先	保健福祉課（高齢者） 地域支援係（74-3366） （障がい者）障がい者福祉係（72-6917）

●成年後見相談会事業

対象となる方	高齢者や障がい者、またそのご家族の方
事業の内容	成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどより、判断能力が不十分な方の財産や権利を守る法的な制度です。 相談会では、司法書士が成年後見に関する疑問にお答えします。
相談会日程	原則として毎月第2金曜日 午後1時～4時 令和8年 4月10日・5月8日・6月12日・7月10日 8月21日・9月11日・10月9日 11月13日・12月11日 令和9年 1月8日・2月12日・3月12日
相談料	無料（各日先着2名）
相談方法	お電話による事前予約が必要です 申込先：那須町成年後見センター（72-6917） 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く）
問合せ先	那須町成年後見センター（72-6917）

●養護老人ホーム入所措置事業

対象となる方	おおむね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な方。 ただし、入院治療を要する状態や寝たきり又はそれに準じる状態の方は除きます。 また、この他にも条件があります。
事業の内容	養護老人ホームに入所措置を行います。
利用料・利用回数等	利用料金：本人及びご家族の収入により異なります。
問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●生活保護

制度の概要	病気や身体の障害・高齢などによって世帯の収入がなくなったり、働いても収入が少ないなど、自分たちの生活が成り立たなくなった場合に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、再び自分たちの力で生活できるよう援助する制度です。
扶助の種類	生活保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助など 8 種類の扶助があり、それぞれ世帯の状況に応じ、一定の基準に従って扶助されます。
問合せ先	相談窓口：町保健福祉課福祉係（72-6917） 認定機関：那須福祉事務所（0287-23-2171）